

城南児童クラブ(学童保育)のご案内



城南地区自治会長会

城南地区まちづくり協議会

特定非営利活動法人城南ライフサポート

2014年2月改定版

1. 児童クラブとは

放課後家庭において保護者等の保育を受けることができない児童に対し、安心して生活できる場を整え、仲間づくりや生活指導を行うことにより、児童の健全な育成を図ることを目的としています。

2. 児童クラブの概要

(1) 対象児童

- ①小学校に就学しており、保護者が就労等により放課後家庭において適切な保育を受けることができない児童
- ②保護者が入院、出産、介護等のため、放課後家庭において適切な保育を受けることができない児童
- ③原則として1年間継続して在籍し、週4日以上通所を必要とする児童
※保護者が就労していても、育児休業制度を利用しており、児童の保育が可能である期間等は児童クラブを利用することはできません。

(2) 受入期間

4月1日から翌年3月31日まで

(3) 開所日および開所時間

学校開業日・・・・・・・・授業終了時から午後6時まで

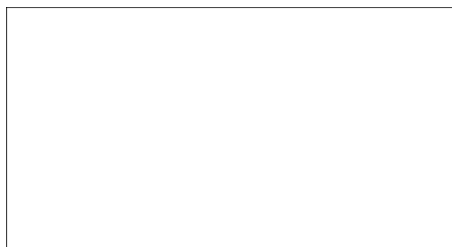
長期休業期間・・・・・・・・午前8時から午後6時まで

早朝保育・・・・・・・・希望があれば午前7時から

延長保育・・・・・・・・午後6時から午後7時まで

(4) 閉所日

- ①日曜日
- ②祝祭日
- ③8月12日から8月15日
- ④12月29日から翌年1月3日
- ⑤気象警報発令時、災害時等⇒P4(4)を参照



(5) 利用料

原則として指定金融機関（丹波ささやま農協協同組合丹南支店）からの口座振替とし、各月の15日が口座振替日となります。（振替日が金融機関の休業日にあたるときは、その前日営業日となります。）

区分	利用月	児童1人あたりの利用料月額
年度を通して 利用する場合	各月	月曜日から金曜日まで利用する場合 6,000円
		月曜日から土曜日まで利用する場合 8,400円
春季及び夏季休業日の 期間中利用する場合 ★	4月	月曜日から金曜日まで利用する場合 2,000円
	7月	
	3月	月曜日から土曜日まで利用する場合 2,800円
	8月	月曜日から金曜日まで利用する場合 6,000円
冬季休業日の期間中のみ 利用する場合★	12月	8,400円
	1月	1,400円

★長期休業日前後の短縮授業期間は1日300円加算で保育致します。

早朝保育・・・7時から利用する場合 1回 200円 上限 2,000円/月

延長保育・・・19時まで利用する場合 1回 200円 上限 2,000円/月

早朝保育と延長保育両方を利用する場合の一カ月上限金額は、2,000円とする。

おやつ代・・・毎月 1500円 長期休業利用者は1日 80円

教材費・・・年間 500円

傷害保険・・・年間 800円(スポーツ安全保険)

NPOライフサポート賛助会費・・・1家庭年間 1,000円

※その他

延長料金納入は翌月 15日に口座から当月の利用料金とともに精算します。

なお行事等に伴う費用については実費負担していただくことがありますのでご了承ください。

3. 児童クラブでの生活

(1) 児童クラブでの過ごし方

普通の授業が行われている生活概要(例)

学校休業日の生活概要(例)

授業終了	開所	7:30	開所
	登所	8:00	登所
	学習・自由遊び		学習・自由遊び
			全体遊び
16:00	おやつ	10:00	おやつ(水分補給・あめ程度)
			学習
	学習・自由遊び	12:00	昼食
			自由遊び
18:00	延長保育	15:00	おやつ(水分補給)
19:00	閉所		清掃
			自由遊び
		18:00	延長保育
		19:00	閉所

その他行事予定・・・お誕生会

手作りおやつの日

遊び { 室内・トランプ、ウノ、ふるさとカルタ、お絵かき、おり紙、ダンボールで工作等
屋外・・・キックベースボール、サッカー、ドッジボール、おにごっこ、なわとび等
・ほかにも、指導員やボランティアの方の読み聞かせ、紙芝居、工作や人形劇などあります。

囲碁、将棋、そろばんなどを地域の方に教わるときもあります。

(2) 持ち物について

着替え（下着等）、学習道具、ハンカチ

※持ち物には必ず名前を書いてください。

(3) 昼食について

学校休業日等給食のない日は児童クラブで昼食をとりますので、お弁当を持たせてください。（給食について）

(4) プールについて

PTA主催のプール開放日には、プール利用希望児童はプール利用が可能です。

※プール利用は、他の一般家庭から利用に来る児童と同様に利用します。

4. 児童クラブでの約束

(1) 通所について

- ・放課後速やかに児童クラブへ来所し、帰りは必ず保護者の方がお迎えに来てください。
- ・やむを得ず欠席・早退する場合は必ず事前に児童クラブへ連絡してください。
欠席・早退する場合は、開所 15 分前までにご連絡ください。

(2) 退所・休所・変更について

- ・保護者や児童の事情の変化により、入所を必要としなくなった場合は、退所希望月の前月までにNPO城南ライフサポートへ「退所届」を提出してください。
- ・やむを得ない理由で休所される場合は、休所希望月の前月までにNPO城南ライフサポートへ「休所届」を提出してください。
- ・利用形態や住所・電話番号等に変更がある場合や、負担金の減免に関する事項(生活保護・児童扶養手当等)に変更がある場合は、速やかにNPO城南ライフサポートへ「変更届」を提出してください。

なお、勤務先や勤務時間が変わる場合は、就労証明書の提出が必要です。

※児童が児童クラブでの生活に著しく支障をきたすおそれのある場合や家庭に保護者がいることが分かった場合は退所していただきます。

(再三にわたり忠告を受け、著しくほかの児童に被害が及び児童に対し、指導者と保護者の協議の状況により、児童クラブからの退所勧告に従うものとする。)

※長期間無断欠席された場合、利用料金を 3 ヶ月以上滞納された場合、その他対象児童に該当しなくなった場合は退所していただく場合がありますのでご留意ください。

(3) 事故等について

- ・入所時に、傷害保険・賠償責任保険に加入いたします。保険の適用は事業活動中と通所時においてのみであり、通所時の寄り道に対しては適用できません。
- ・児童クラブで事故等が発生したときは、保護者の方に連絡をして指示を受けますが、緊急の場合や連絡がとれない場合は、直接病院へ搬送する場合があります。この場合、お迎えを要請することもありますのでご了承ください。また、病院で手当を受けた際の費用は保護者負担とし、保険が適用となった場合は、保険会社より後日清算いたします。
- ・発熱の場合は 37.5℃以上を基準とし状態をお知らせします。速やかにお迎えをお願いします。

(4) 警報が発令された場合

- ・学校が休校になる場合は、児童クラブも休みになります。
- ・始業時以降施設開所前に警報が発令され、集団下校する場合は、授業終了時からお預かりいたします。
- ・長期休暇中等で、朝 7 時の時点で警報が発令されている場合は、児童クラブはお休みとなります。
- ・開所時間中に警報が発令された場合、天候状況により保護者へお迎えをお願いする場合があります。

(5) 引き渡しについて

- ・「児童引渡し」となった場合は、かなりの危険な状況と考えられますので、児童クラブも閉所となります。従って、保護者の代わりに引き受けに行くことはできません。
- ・引き渡し訓練の際、引き受けは、保護者の方でお願いします。引渡し後は、児童クラブでお預かりします。

(6) 学級閉鎖の場合

- ・インフルエンザ等による臨時休校(全校)の場合は、児童クラブも休みとなります。学年閉鎖・学級閉鎖の場合は、その学年・学級の全児童が自宅待機となりますので、その学年・学級に属する児童は、休所していただきます。
- ・伝染性の病気にかかられた場合も同様に該当児童は休所していただきます。
- ・長期休暇中は治癒証明を提出して下さい。

5. 利用料の減免について

減免基準に該当する場合には利用料の減額もしくは免除を行うことができます。

①利用料が全額免除される場合

- ・生活保護法の規定により保護を受けている者と同一世帯にある児童
- ・休所月の前月までに休所届を提出し、当該月に入所していない児童

- ・同一世帯において3人以上の児童が利用している場合の3人目以降に適用

②利用料が2分の1に減額される場合

- ・同一世帯において2人以上の児童が利用している場合の2人目の児童
- ・児童扶養手当法の規定による手当てを支給されている者と同一世帯にある児童

③利用料が4分の1に減額される場合

- ・母子世帯のうち、児童扶養手当法の規定による児童扶養手当を受給している世帯で、2人以上の児童を入所させている場合の2人目以降に適用

※その他

月の途中で入所、休所、退所された場合利用していない期間が連続して2週間以上であれば保育料の半額とします。また、届出なく休所・退所をされたり、利用形態を変更された場合、費用の還付は原則として行いません。

～連絡事項～

送迎時の引渡し方法・・・必ず指導員に声をかけてお帰りください。

連絡受付時間と方法・・・
┌ 開所時間外：Eメールもしくは、ファックス
└ 開所時間内：電話

駐車場について・・・・送迎時は混雑が予想されます。安全に留意し駐車してください。

寄付・・・・・・・・本や玩具の寄付を受け付けています。ご協力をお願いします。

バザーと販売について・・・不定期で行います。(自主財源の確保)

(例) 地元で取れた新鮮野菜の販売

地元で作ったおいしいお米販売(契約農家と協議中)

地元おばあちゃんの作るお漬物

皆様のご協力をお願いします。

早朝延長保育について・・・月ごとに申請してください。仕事の都合で必要になったときは児童クラブに必ず連絡をお願いします。

6. 保護者と児童クラブとの連絡方法

城南児童クラブへのご利用申し込みをいただき、ありがとうございます。当児童クラブでは、保護者様との連絡について内容により以下のような方法をとらせていただきます。

- ・書面： 大切なお知らせ
- ・携帯メール： 簡単な内容の連絡や至急連絡が必要な事項
- ・電話： 簡単な内容の連絡や至急連絡が必要な事項

保護者様から児童クラブへの連絡は以下の方法でお願いいたします。

- ・書面： 退所、休所、家庭状況変更は、所定の用紙にて連絡
- ・メール： 欠席、延長保育など
- ・電話： 欠席、延長保育など

城南児童クラブへの連絡

メールアドレス：jidouclub@jounan-sasayama.jp

主任指導員、副主任指導員、事務局が同時受信します。
上記メールアドレスに保護者様名だけを記載したメールをお送りください。
連絡先メールアドレスとして登録させていただきます。

電話：079-506-0956

住所：小枕 130 番地コミュニティセンター城南会館内